

群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が指定する研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）が実施する介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に係る実習受入事業所（以下「受入事業所」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入事業所の登録申請要件)

第2条 次の各号に掲げる要件をすべて満たす指定居宅介護支援事業者は、受入事業所の登録を県に申請することができる。

(1) 次のいずれかに該当すること

- ①特定事業所加算の算定要件（実務研修の実習への協力に係る要件を除く。）を算定予定月以降すべて満たすこと（特定事業所加算取得事業所）
- ②主任介護支援専門員が常勤専従で配置されていること（特定事業所加算未取得事業所）

(2) 実務研修の受講者の実習受入れ体制を確保し、当該受入れの意思があること

(3) 市町村による指導又は監査において不正又は著しく不当な事項が確認され、当該事項が改善されていない状態に該当しないこと

(登録の申請)

第3条 受入事業所の登録を希望する指定居宅介護支援事業者は、群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録申請書（様式第1号）を県に提出するものとする。

(登録又は登録の拒否)

第4条 県は、前条の規定により登録の申請を受けたときは、実務研修の受講者の実習受入れ体制が明確か否かその他必要な審査を行った上で登録の可否を決定し、その旨を書面により通知するものとする。

なお、登録内容のうち実務研修の実施に必要な情報については、県は、指定研修実施機関及び実務研修の受講者に提供できるものとする。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、登録をした旨の通知の日から1年とする。

ただし、期間満了の1月前までに受入事業所から何らの意思表示がないときは同一条件をもって1年延長するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業者の廃止若しくは休止又は特定事業所加算の算定を終了したときは、登録の期間はその時点で満了するものとする。

(受入事業所の義務)

第6条 受入事業所は、指定研修実施機関から実務研修の受講者の実習受入れ依頼があった場合は、依頼された員数の受講者を受け入れなければならない。

ただし、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(登録内容の変更)

第7条 受入事業所は、第4条の規定により登録された内容のうち次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに、群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所変更届出書(様式第2号)を県に提出するものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の電話番号、ファクス番号又は電子メールアドレス

(登録の取下げ)

第8条 受入事業所は、実務研修の受講者の実習受入れをしないこととした場合(受入れできなくなった場合を含む。)は、速やかに、群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録取下届(様式第3号)を県に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 県は、受入事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。この場合、県は、取り消した旨を書面により通知するものとする。

- (1) 登録申請の内容に虚偽があった場合
- (2) 登録取下届を提出すべきにもかかわらず、提出しない場合
- (3) 正当な理由なく実務研修の受講者の実習受入れを拒否した場合
- (4) 実務研修の受講者の実習受入れに関して県及び指定研修実施機関が別に定める事項に従わないその他の不適切な対応があった場合
- (5) 第2条(1)又は(2)に規定する要件を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 市町村による指導又は監査において不正又は著しく不当な事項が確認された場合

附 則

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。ただし、特定事業所加算の算定開始月が平成28年11月以前の指定居宅介護支援事業所に係る第2条の適用については、同条に規定する要件のうち(1)は適用しない。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。